

消費者庁からの第1次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
745	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	<p>【現在の制度】 平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。</p> <p>【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。</p> <p>例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。</p> <p>そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。</p> <p>また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。</p> <p>これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。</p>	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条	内閣府(消費者庁)	東京都	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>【勧告・命令に係る並行権限の付与について】 消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。(詳細は別紙)</p> <p>【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】 消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。(詳細は別紙)</p>
128	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	H27年度以降の基金活用の要件から「自主財源化計画の策定」を撤廃すること。	<p>【制度改正の必要性】 地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順位等を勘案し、議会の議決を経て措置されているものであることから、基金活用後において、それまで基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制について維持・充実を求めている「自主財源化計画」の策定を基金等活用の要件とすることは、財源措置を要望する地方公共団体に対し不当な義務付けをするものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定とすべきである。</p>	地方消費者行政活性化基金管理運営要領第2(4)③	内閣府(消費者庁)	岩手県	C 対応不可	平成26年度予算における「地方消費者行政活性化交付金」の当初予算化(当初予算の大幅増額)及び基金活用期間の大幅延長(最大39年度まで)により、地方公共団体において安定的・計画的な取組が可能となったことから、地方消費者行政の活性化及び自主財源化に向けた長期的な計画を定める自主財源化計画・プログラムの策定を地方公共団体に対し求めているところであるため、対応は困難。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
129	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止	基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている「基金等活用経過後においても地方公共団体の取組として基金等を活用して整備した体制を維持・強化することを、平成25年度から毎年度首長が施政方針演説等で対外的に表明すること」を撤廃すること。	<p>【制度改正の必要性】 基金等活用期間を延長するための特例要件である首長表明は、地方公共団体に対する不当な義務付けである。要件については、消費者行政に係る事業について予算化することが、地方公共団体の十分な意思表示になると考えられる。仮に要件を定めるとすれば、消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定や地方公共団体の総合計画又は個別計画で「消費者行政の維持・充実を定めること」等に止めるべきである。</p> <p>【支障事例】 本県においては、特例適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長表明を行う機会がなかった市町村があったほか、以下のとおり要件に該当しないと判断された事例があること。 ①消費者の安全と安心を確保するため、啓発活動に継続的に取り組んで参ります。「啓発活動」は「消費者行政」の一部分。「啓発活動」が「消費者行政」であれば要件クリア ②消費者行政については、…出前講座の開催や情報提供など積極的に推進して参ります。「基金活用後」に当たる文言なし。「これからも」「継続的に」等が加われば要件クリア</p>	地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)	内閣府(消費者庁)	岩手県	C 対応不可	地方公共団体における予算の確保については、首長によるリーダーシップや地方公共団体全体における地方消費者行政の位置付けが大きな影響を与えるため、表明に至るまでの地方公共団体内部での意思決定過程を通じて、首長に対する働きかけの効果を期待し、首長表明を「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」の任意の特例措置として位置付けているため、対応は困難。
388	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止	自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること 定期的或いは継続的に相談員等の専門性の維持ができるよう、レベルアップ事業の活用期間を廃止すること	<p>【支障】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業が開始できる期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体においては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある。 しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調整等に時間を要する。また、他方では相談員の確保自体も容易でなく、その養成も併せて進めていかねばならず、それにも時間を要する。 活用期限が設定されることにより、一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには、自治体にとっては期限の設定は支障となる。また、自治体間で相談員設置開始の時期(期限以前か以後か)による負担の不公平感も発生する。 加えて、相談員が、複雑・多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 なお、地域の詳しい実情については、別紙のとおり。 【制度改正の必要性】基金事業の一部メニューの活用期限を廃止し、活用期間を柔軟なものとするすることで、自治体の実情に応じた持続的な体制を見据えての相談員の設置促進が図られるとともに、複雑・多様化する消費生活相談に対応できる専門性を維持していくことが可能となる。</p>	地方消費者行政活性化基金管理運営要領	内閣府(消費者庁)	九州地方知事会	C 対応不可	基金等を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間の設定は、基金等より整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実を図るべく、各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするためのものであり、対応は困難。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
687	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成について、指定都市にも造成することを可能にする措置	<p>【現状】 地方消費者行政活性化基金(消費者庁所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめるもの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逃すことになり、対応が遅れる場合がある。</p> <p>【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となる。</p>	地方消費者行政活性化基金交付要綱	内閣府(消費者庁)	横浜市	C	対応不可	地方消費者行政活性化基金管理運営要領においては、消費者安全法第8条の趣旨等を踏まえ、都道府県は、市町村事業計画等について広域的な観点から必要な調整を行ったうえで取りまとめることを規定しているところであり、対応は困難。